

「令和5年度厚生労働科学研究」に対する御意見募集（パブリック・コメント）について

令和4年8月5日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

- 厚生労働科学研究の交付対象となる研究課題を設定するに当たっては、厚生科学審議会科学技術部会において、「取り組むべき課題について、パブリック・コメントを実施し、広く意見を聴取する」ととされています。
- このため、令和5年度厚生労働科学研究について、広く皆様からの御意見を募集します。

1 厚生労働科学研究とは

(1) 目的

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健、医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、毎年度、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）、厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

(2) 特徴

厚生労働科学研究は、行政政策研究分野、疾病・障害対策研究分野、健康安全確保総合研究分野の3分野から構成されています。

外部の専門家の御意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業ごとに、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。

一年の流れ及び評価の仕組みについては、以下のHPを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/pdf/rf-one-year-flow.pdf>

2 厚生労働科学研究を取り巻く近年の動向について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が平成27年4月1日に設立され、平成27年度以降、健康・医療分野の「研究開発」に係るものについては、AMEDが公募を行っています。

一方、食品衛生、労働安全衛生、化学物質対策、危機管理等の国民の安全確保のために必要な研究や、厚生労働省の施策の科学的知見に基づく推進のため必要な研究については、引き続き厚生労働省が公募等を実施しています。

3 厚生労働科学研究についての御意見募集

厚生労働科学研究については、厚生科学審議会科学技術部会において、毎年度、概算要求前の評価、成果に関する評価等を実施し、これまでも研究事業の適正な実施に努めてきたところです。

平成22年10月13日の第60回厚生科学審議会科学技術部会において、今後の厚生労働科学研究について議論がなされ（資料4 今後の厚生労働科学研究における主な研究課題等について）、「取り組むべき課題について、パブリック・コメントを実施し、広く意見を聴取する。」とされています。このため、別添の厚生労働省が実施する令和5年度厚生労働科学研究の概要について、広く皆様からの御意見を募集します。

今後の手続きにつきましては、いただきました御意見を参考として公募要項を作成し、厚生科学審議会科学技術部会の審議を経て、公募を行う予定としております。

なお、令和5年度からこども家庭庁に移管予定の事業についても、本御意見募集に含めます。

4 御意見募集期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月5日（月）まで（必着）

※ 郵便についても、募集期間内の必着とします。

5 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）

6 御意見募集の方法

次のいずれかの方法にて御提出願います。

- （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細」画面の意見入力へのボタ

ンをクリックし、「パブリック・コメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課厚生労働科学研究担当宛て

7 御意見提出に当たっての注意事項

- ・ 提出いただく御意見については、「令和5年度厚生労働科学研究について」と明記の上、日本語で御提出くださいますようお願いいたします。
- ・ 個別の事業に御意見を提出される際は、どの事業に対する御意見か、事業名を明記の上、御提出ください。
- ・ 個人は住所・氏名等を、法人は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 自ら行おうとする研究を推薦するような御意見については、対応いたしかねますので、御留意願います。
- ・ なお、いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けいたしかねます。

8 参考資料

- ・ 今後の厚生労働科学研究における主な研究課題等について（平成22年10月13日厚生科学審議会科学技術部会資料）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ub3q-att/2r9852000000ubkx.pdf>
- ・ 厚生労働省の令和5年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】（令和4年7月14日厚生科学審議会科学技術部会了承）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000968778.pdf>
- ・ 厚生労働科学研究の概要
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/index.html>
- ・ こども家庭庁の設置に伴う移管予定の事業について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000940426.pdf>